

新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回） （持ち回り開催）

日時：令和3年4月27日（火）

議 事 次 第

1. 議 事

（1）今後のイベント開催制限等のあり方について

（配布資料）

資料 今後のイベント開催制限等のあり方について （内閣官房提出資料）

今後のイベント開催制限等の あり方について

当面のイベント開催制限等について（案）

- イベント開催制限等については、現状の感染状況に鑑み、**「緊急事態措置区域」又は「まん延防止等重点措置区域」以外の都道府県**については、**現行の目安（注1）を当面6月末まで維持すること**としてはどうか。

（注1）第25回新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和3年2月25日）において、「**当面4月末まで維持すること**とされているもの

（注2）・緊急事態措置区域は、原則無観客
・まん延防止等重点措置区域は、5,000人以下
との開催制限の目安で運用している。

- ※1 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。**
- ※2 イベント開催等は「**新しい生活様式の定着**」や「**業種別ガイドラインの遵守**」が前提。また、**各都道府県**においては、引き続き、業種別ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。
- ※3 引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。

感染状況に応じたイベント開催制限等について（案）

	収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮
緊急事態宣言 対象地域 ※5/11までの取扱い	無観客開催（社会生活の維持に必要なものを除く。）		
まん延防止等 重点措置	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人	都道府県の 判断
その他都道府県	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和（実績）

時期		収容率（注）	人数上限（注）
5月25日～ 6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
6月19日～ 7月9日	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
7月10日～ 9月18日	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
9月19日～ 今年4月末	大声なし	100%以内（収容人数あり） 又は 密にならない程度の間隔（収容人数なし） 〔クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等〕 (※) 飲食を伴うが発声のない催物（映画館）は「大声なし」と取扱う。	収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%
	大声あり	50%以内（収容人数あり） 又は 十分な人と人との間隔（1m）（収容人数なし） 〔ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、 公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等〕 (※) 食事を伴う催物は「大声あり」と同じ取扱い。	収容人数10,000人以下 ⇒5,000人

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

緊急事態宣言対象区域、まん延防止等重点措置区域におけるイベント開催制限（～5/11）

	収容率	人数上限	営業時間短縮
緊急事態宣言対象区域	原則無観客		
まん延防止等重点措置区域	大声なし100%／大声あり50%	5,000人	都道府県知事の判断